

旅館業を営む方へのお知らせとお願い

1. 宿泊者名簿記載の徹底

従前より、宿泊者名簿の記載は旅館業法に規定されているところですが、感染症対策及びテロ対策の重要性から、旅館業法施行規則及び施行細則が改正され、平成17年7月1日より、宿泊者名簿の記載事項が下記のとおり義務づけられています。

◎宿泊者の住所、氏名、職業、年令、性別、前宿泊地、行先地

客室の名称又は番号、到着年月日、出発年月日

国内に住所を有しない外国人の方 国籍及び旅券番号

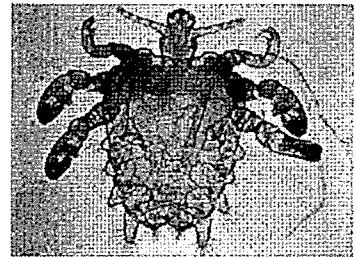
2. 衛生管理の徹底（別紙参照）

●浴室

レジオネラ症対策を徹底して下さい。

●客室・寝具・施設一般

トコジラミによる被害が増加しています。
注意して下さい。



●飲料水

貯水槽を設置している場合、徹底した衛生管理が必要です。

（赤痢・O-157・クリプトスピリジウムにご注意）

＝ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい＝

郡山保健所	衛生課	0743-51-0193
葛城保健所	衛生課	0745-22-1701（代表）
桜井保健所	衛生課	0744-43-3131（代表）
吉野保健所	衛生課	0747-52-0551
内吉野保健所	地域生活課	0747-22-3051

宿泊施設の衛生管理のポイント

●浴室

近年、きちんと衛生管理されていない浴槽水が感染源であるレジオネラ症が問題となっています。レジオネラ症の発生は年々増加しており、死亡するケースも見られます。入浴施設を安心して利用できるような衛生管理を徹底してください。

- ・浴槽水は毎日全換水すること。循環ろ過装置を設置している場合は、1週間に1回以上全換水すること。また、換水の都度、浴槽を清掃すること。
- ・浴槽水は、塩素系薬剤で消毒し、残留塩素濃度を0.2～0.4mg/L程度に保つこと。
- ・残留塩素濃度は毎日測定し、結果を3年間保存すること。
- ・浴槽水の水質検査を実施し、結果を3年間保存すること。
- ・浴槽水は常に満水状態を保ち、水をあふれさせることにより、浮遊物等を除去し、清浄に保つこと。
- ・ジャグジー、ジェット等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している浴槽は、毎日全換水し、清掃すること。
- ・1週間に1回以上、ろ過器、配管を塩素消毒すること。
- ・1週間に1回以上、ろ過器を逆洗浄すること。
- ・毎日、ヘアキャッチャーを清掃すること。

●客室、寝具、施設一般

全国各地でトコジラミによる被害が増加しており、訴訟に発展した事例もあります。客室、寝具、施設全体の衛生管理に留意し、必要に応じて適切な害虫防除を行いましょう。

- ・シーツ・カバー・浴衣等は、宿泊者一人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- ・布団、枕、毛布等の寝具は、随時日光消毒又は加熱処理を行うこと。
- ・寝具保管室は、常に整理整頓し清潔に保つこと。
- ・ねずみ・蚊・ハエ・ゴキブリ等の発生、生息状況を定期的に点検し、適切に駆除を行うこと。
- ・宿舍の周囲や宿舍内は、毎日清掃し、清潔に保つと共に、保守点検を実施すること。

●飲料水

貯水槽が設置されている水道や井戸水は、赤痢・O-157・クリプトスポリジウム等の水系感染症を引き起こす危険性が高く、徹底した衛生管理が求められます。

- ・原則として、水道水を使用し、井戸水等水道以外の水を使用する場合は、水質検査を受け「飲用適」の確認をすること。
- ・蛇口から出ている水の残留塩素が0.1mg/L以上であることを確認すること。
- ・水の色、濁り、臭い、味は毎日確認し、異常を認められた場合は、適切な措置をとること。
- ・飲用に適さない水を雑用水等としている場合は、その旨表示すること。
- ・受水槽や高架水槽がある場合は、清掃、点検を受けること。

浴槽水の検査

検査項目

浴槽水(検査料 1万円～ 2万7千円程度)	濁度・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌群・レジオネラ属菌
原湯・原水・上がり用 湯・上がり用水	色度・濁度・pH値・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌群・レ ジオネラ属菌

水質検査機関・業者の紹介

奈良県桜井保健所 検査課	桜井市粟殿 1000 TEL 0744-43-3131 (内線 259) 浴槽水 4項目 ¥13,900 (H18/4/1) 原水・上がり湯 6項目 ¥16,100 (H18/4/1) *単項目での検査も可 レジオネラ属菌 ¥7,000 (H18/4/1)など
奈良県保健環境研究センタ ー	奈良市大森町 57-6 TEL 0742-23-6175 料金は奈良県桜井保健所と同じです。

上記以外の検査業者等でもよろしいです。